

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
建築部 建築振興課	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、支出命令者が当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="448 653 1356 835"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大阪府</td> <td>令和3年7月17日から同月18日まで</td> <td>460円</td> <td>令和3年8月18日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	大阪府	令和3年7月17日から同月18日まで	460円	令和3年8月18日	<p>検出事項について、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】            (概算払)            第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。            一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】            (概算払の精算)            第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>旧建築振興課の管外旅費については、令和4年4月の組織改正に伴い、従来、建築指導室で行ってきたとおり、旅費担当者が執行管理のための一覧表を作成し、精算漏れのないよう処理方法を変更した。</p> <p>また、建築指導室職員全員に管外旅費の確定後30日以内に精算を行わなければならない旨、管外出張終了後、精算額について速やかに旅費担当者に連絡するように周知し、注意喚起を行った。</p> <p>今後は、法令に基づく適正な事務処理を行うよう取り組む。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日									
A	大阪府	令和3年7月17日から同月18日まで	460円	令和3年8月18日									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年6月3日から同月28日まで）